

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（255））
2. 日 時：平成29年8月3日 10時00分～11時40分  
13時30分～17時45分

3. 場 所：原子力規制庁 18階共用会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官、森技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他17名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 建築耐震グループ  
マネージャー 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 主任

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（耐震土木）

電源開発株式会社：原子力土木室 土木耐震タスク 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、6月28日、7月18日、7月27日及び8月1日のヒアリングの提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<耐震設計方針>

- 使用済燃料乾式貯蔵建屋における地震応答解析及び応力解析の既工認からの変更については、その評価プロセスや適用規格・基準等を含め、比較した内容を整理して提示すること。
- 土木構造物のうち間接支持構造物の曲げ（層間変形角）に対する照査については、支持される機器・配管系設備から受ける制約を考慮することを明記すること。

- 土木構造物の許容限界については、限界状態設計法と許容応力度法で裕度に関する記載を区別すること。
- 土木構造物のうち、間接支持構造物の耐震評価用の断面選定については、構造耐力が厳しい断面を選定するだけでなく、機器・配管設計用床応答が厳しくなる方向の断面を選定する必要性を踏まえたうえで、対象施設の要求機能に応じた考え方がわかるように整理して提示すること。
- 土木構造物について、間接支持構造物とそれ以外の構造物が区別できるような平面配置図又は表を提示すること。
- 建物・構築物の設計条件における地下水位の設定の考え方について整理して提示すること。

#### <耐津波設計方針>

- タービン建屋における循環水系配管からの溢水及び津波の流入に関する影響評価について、想定する循環水系配管の伸縮継手の破損形態がわかるよう具体的に説明すること。
- 敷地の特性に応じた津波防護の概要図について、設計基準対象施設と重大事故等対処施設で津波防護対象範囲を区別できるように提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針、耐震設計方針等の説明スケジュール案
- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止